

函館市企業局業務委託最低制限価格制度実施要領新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条～第2条 略</p> <p>(最低制限価格の算定方法)</p> <p>第3条 対象業務の最低制限価格は、当該対象業務の予定価格(消費税および地方消費税相当額を除く)に4分の3を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。</p> <p>第4条～第7条 略</p>	<p>第1条～第2条 略</p> <p>(最低制限価格の算定方法)</p> <p>第3条 対象業務の最低制限価格は、当該対象業務の予定価格(消費税および地方消費税相当額を除く。<u>以下同じ。</u>)算出の基礎となった各費用について、次に掲げる額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)の合計額とする。ただし、その額が当該予定価格に10分の9を乗じて得た額を超える場合にあつては10分の9を乗じて得た額とし、当該予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあつては10分の7.5を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) <u>直接人件費の額に10分の9を乗じて得た額。ただし、現に適用されている最低賃金(最低賃金法(昭和34年法律第137号)で定める北海道地区の最低賃金をいう。)により算出された額以上とする。</u></p> <p>(2) <u>直接物品費の額に10分の9を乗じて得た額</u></p> <p>(3) <u>業務管理費の額に10分の7を乗じて得た額</u></p> <p>(4) <u>一般管理費の額に10分の7を乗じて得た額</u></p> <p>(5) <u>上記以外の経費に10分の8を乗じて得た額</u></p> <p>2 <u>前項の規定によりがたい業務については、その予定価格に10分の8.5を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。</u></p> <p>第4条～第7条 略</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この要領は、令和5年4月1日から施行する。</u></p>